

EMS 認証組織情報の自主公表内容

1. 企業方針	1
2. 目標	2
3. 認証の対象となっている製品・サービス、活動	3
4. 製品・サービスに係る法規制順守状況	5
5. ステークホルダーとのコミュニケーション状況	6
6. 内部監査の状況	7
7. マネジメントレビューの状況	8

1. 企業方針

当社は、金属加工処理業ならびに産業廃棄物の収集運搬及び中間処理業等の事業を進めていく上で、PDCA プロセスを通して環境保全対策の実施及び保有する情報資産のリスク対応を行い、ステークホルダーと当社の継続的な発展向上に貢献できるように努めてまいります。

【環境基本方針】

当社は、資源循環型社会の一翼を担う金属加工処理業ならびに産業廃棄物の収集運搬及び中間処理業等の事業を通じて環境負荷の少ないリサイクルに正面から取り組み、社会に貢献できる企業を目指し、従業員が一丸となり環境保全対策を実施し、地球環境保全のために尽くします。

- (1) 当社の事業活動、製品及びサービスに関わる環境側面を常に認識し、汚染の予防に努めるとともに環境マネジメントシステムの継続的改善を図ります。
- (2) 当社の環境側面に関係して環境保全水準の向上を図るために法的要求事項、及び自主基準を設け、決めた要求事項を順守します。
- (3) 当社が行う事業活動、製品及びサービスが環境に与える影響の中で、以下の項目について重点テーマとして改善活動を推進します。

<重点テーマ>

- 1) 取扱商品の入荷量を拡大することにより、資源のリサイクル率向上を目指し天然資源の枯渇の抑制に貢献するとともに、最終処分量の削減に努めます。
- 2) 千葉工場のシュレッダー業務の効率化を図り、処理量拡大を図ります。
- 3) 各種車輛、重機等に使用する燃料の削減を図り、地球温暖化と化石燃料資源の枯渇の抑制に努めます。
- 4) 工場内のプラント設備、事務所の照明・空調等に使用する電力使用量の削減を図り、地球温暖化と化石燃料資源の枯渇抑制に努めます。
- 5) 資源の有効活用のため、コピー用紙使用量の削減に努めます。

2. 目標(環境マネジメントシステム)

部門	期 目 標		期末目標※	結果数値	達成度
	推 進 項 目	施 策			
本社・本社工場・千葉工場	資源受入量の拡大	(1)仕入れ価格の適正化 (2)商品の在庫期間圧縮 (処理能力向上) (3)受入ヤードの整備 (処理能力向上) (4)仕入先の拡大(顧客拡大)	100,000 t/年 達成	101,676t	対目標値よりも 更に1.7%の 拡大達成
	コピー用紙使用量削減 コピー用紙使用量原単位= コピー用紙購入枚数(枚) ÷[製品入荷量(千t)+出荷量(千t)]	裏紙の使用徹底 不要資料の作成削減 配布資料及び配布先の適正化 メール・電子化の推進 棚卸し不用品資料の活用	1,438枚/千t 達成	1,322枚/千t	対目標値よりも 更に8.1%の 削減達成
本社工場	最終処分量の削減 リサイクル率(%)= [(受入量(t)-最終処分量(t))÷受入量(t)] ×100	(1)最終処分価格の適正化 (2)選別ラインの導入 (3)受入ヤードの整備 (分別処理能力の向上) (4)再生処理先の拡張	96.0% 達成	97.5%	対目標値よりも 1.5ポイントの リサイクル率 向上
	燃料使用量削減 (運搬車輛) 燃料使用量原単位= 燃料使用量(ℓ) ÷[製品入荷量(千t)+出荷量(千t)]	(1)アイドリングストップの励行 (2)アクセルの吹かし過ぎ防止 (3)効率的な積み降ろし・運搬 (4)車輛の定期点検・整備 (5)急発進の防止	808リットル/千t 達成	803リットル/千t	対目標値よりも 更に0.6%の 削減達成
	燃料使用量削減 (重機車輛) 燃料使用量原単位= 燃料使用量(ℓ) ÷[製品入荷量(千t)+出荷量(千t)]	(1)アイドリングストップの励行 (2)アクセルの吹かし過ぎ防止 (3)効率的な積み降ろし・運搬 (4)車輛の定期点検・整備 (5)急発進の防止	1,020リットル/千t 達成	1,019リットル/千t	対目標値よりも 更に0.1%の 削減達成
千葉工場	電力使用量の削減 電力使用量原単位= 電力使用量÷シュレッダー投入量(t)	(1)破砕機の効率的運転投入 量拡大⇔破砕機負荷に低減 (2)定期的メンテナンスの実施 (3)最適投入量の把握 (4)昼休み時間の破砕機電源 切断	57.0KWh/t 達成	52.63KWh/千t	対目標値よりも 更に7.6%の 削減達成
	シュレッダー業務の効率化 時間当たりの処理量拡大	(1)最適投入条件の設定・運用 (2)定期的メンテナンスの実施	2,100t/月平均 達成	2,451t/月平均	対目標値よりも 更に16.7%の 拡大達成

※基準期に対する計画削減目標より算出

3. 認証の対象となっている製品・サービス・活動

(1) 登録範囲

産業廃棄物の廃棄物処理事業及びリサイクル活動

(2) 適用範囲

- ・当社及び協力会社（トライマテリアル株式会社本社営業所）の適用対象サイト（表 3-1 の×印を除く）で業務活動を行っている従業員（派遣社員、契約社員を含む）、敷地、建家、作業場、設備、事業活動、製品及びサービスに関する環境保全活動に適用する。

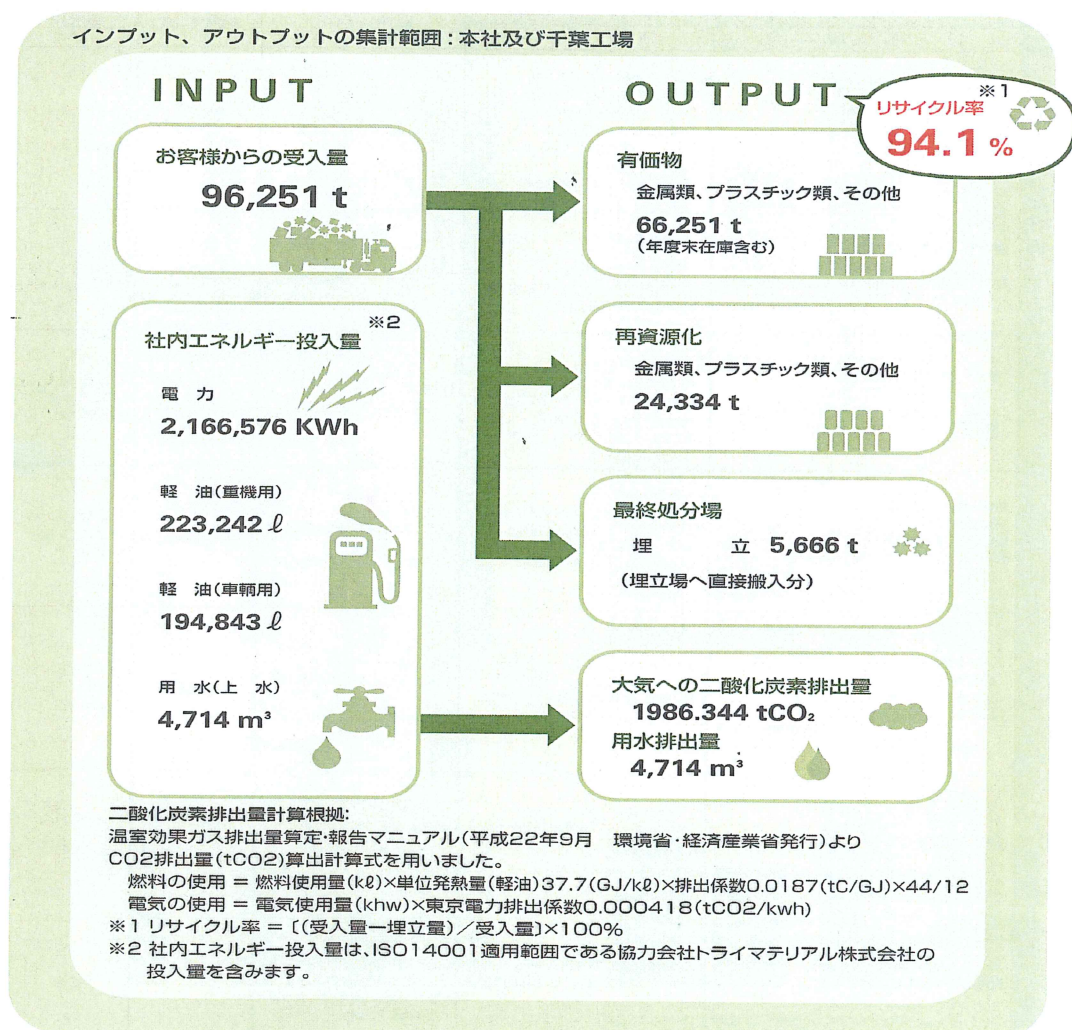
表 3-1 環境マネジメントシステム適用対象サイト

サイト名			適用	住 所	活動・製品及びサービス内容
本 社	工 場	第 1 ヤード	○	東京都大田区京浜島 2-20-4	産業廃棄物収集運搬業、 中間処理業（破碎・圧縮・切断・選別） 金属スクラップ [°] 、プラスチックスクラップ [°] 販売
		第 2 ヤード	○	東京都大田区京浜島 2-20-9	家電リサイクル集積、電子機器の手解体、 非鉄金属業
		第 3 ヤード	○	東京都大田区京浜島 2-20-2	金属スクラップ [°] 品集積
	事務所		○	東京都大田区京浜島 2-19-13	産業廃棄物の収集・運搬、及び中間処理 業の事務及び営業活動
千葉工場			○	千葉県富津市新富 52-1	産業廃棄物 中間処理業（破碎・選別）
東京事務所			×	東京都港区芝 2-7-2	営業事務、経営企画及び広報関連業務
天童支店			×	山形県天童市東久野本 3-2-32	金属材料販売業務
〔協力会社〕 トライマテリアル(株) 本社営業所			○	東京都大田区京浜島 2-20-4	産業廃棄物の収集・運搬業、及び一般貨 物運送業

(3) 活動状況

- ・目標達成に向けて日々の地道な活動を続けております。
- ・東京都の「中小企業を対象とした地球温暖化対策報告書制度」における報告書を提出いたしました。
- ・第 1 回の東京都における優良性基準適合認定制度で産廃エキスパート（業界のトップランナー的業者）の認定を受けました。
優良性基準適合認定制度とは産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、「適正処理」「資源化」及び「環境に与える負荷の少ない取組」を行っている優良な業者を、東京都から指定を受けた第三者評価機関が評価・認定するものです。
- ・東京都の環境保全の一環である「緑の東京募金」に参画しました。
- ・事業活動における環境負荷の全体像を環境報告書（ホームページ上にも掲示）に公表しております。

第 65 期（2009 年 7 月～2010 年 6 月）の主な環境負荷は下図のとおりでした。



4. 製品サービスに係わる法規制順守状況

当社に係る環境及び情報セキュリティの主な法規制は以下の通りです。

第66期（平成22年7月～平成23年6月）で、行政よりの指導・勧告はありませんでしたが、お客様から窓口業務に関して改善が必要であるとのご指摘をいただきました。このご指摘に対しては速やかに対応させていただきました。

今後もサービスの向上とマネジメントシステム規格に基づくPDCAプロセスを、粛々と実行してまいります。

環境側面	法、条例、等	要求事項 (当社該当主要項目のみ)	主な該当施設等	必用資格
自動車運行	道路交通法	自動車免許、速度制限、積載制限	運搬車輛・自家用車	大型・普通免許
	NOx・PM法	①規制対応車種 ②PM減少装置の取り付け	—	—
[業] ・廃棄物の受入、 ・収集運搬及び処分業	廃棄物処理法	①廃棄物再生業／廃棄物の収集運搬及び処分業の許可 ②廃棄物の保管施設への掲示板の設置 ③委託基準の順守 ④マニフェストの使用及び返却等の管理 ⑤廃棄物処理責任者の設置 ⑥二社契約；許可番号、事業の範囲、有効期限、処理能力、重量、単価等の記載 ⑦産廃最終処分業者の処分場視察 ⑧環境に不可を与えない施設の維持管理 ⑨資源化を推進し、最終処分量の削減 ⑩地域住民との協調	業として被処理物の受け入れ 業務全般からの排出	収集運搬業中間処理業 ／ 古物商
[事業者] 廃棄物の排出				
[事業者] 廃家電等電気製品の排出	家電リサイクル法 改正リサイクル法			—
トラックスケールの使用	計量法	トラックスケール台貫計量誤差検定 1回／2年 検査	トラックスケール (20t・40t・50t)	—
火災の発生	消防法	指定可燃物貯蔵量調査	工場棟及び工場内設備	—
フロン類の回収	フロン回収破壊法	東京都知事による登録	フロン回収設備等	第一種フロン類回収業者登録
	改正フロン回収破壊法	適正回収、行程管理制度、引取証明書等の交付		
PCB入りコンデンサの保管	PCB廃棄物特別措置法	PCB廃棄物の適正な保管 保管状況の東京都への報告	工場内倉庫	—
材料およびエネルギーの使用を物品の購入時に考慮	グリーン購入法	グリーン調達を推進し、環境に与える負荷を軽減する	事務所	—

5. ステークホルダーとのコミュニケーション

当社のMS対象範囲である本社及び本社工場の在る京浜島は工業専用地域であり、千葉工場は工業地域内に在ります。また東京事務所もテナントビルに在るため、近隣住民の方との接点は少ないのですが、社内でのMS活動内容を多くのステークホルダーに知っていただくために環境報告書を毎年発行しております。

ステークホルダーへ当社の事業活動をお知らせする手段として、環境報告書の他にホームページを活用しております。例えば、当社の主な事業活動の一つである産業廃棄物処理事業に関しては、処理実績や財務情報を始めとする多くの情報をホームページに掲載しております。

ステークホルダーからの問い合わせや苦情等につきましては、電話等で直接お聞きする他にホームページの「お問い合わせフォーム」でも伺っております。「お問い合わせフォーム」は下記の様に見積依頼等のリサイクルサービス関連と施設の見学の申し込みや情報セキュリティの問い合わせ等のその他に別れており、リサイクルサービス関連の窓口は営業部が、その他は総務部が窓口となっており対応しております。前述いたしました窓口業務への改善が必要であるとのこと指摘も、この「お問い合わせフォーム」からいただきました。

当社のEMSの重点テーマの一つである「取扱商品の入荷量拡大」に向けて、取引先との良好なコミュニケーションを保つように社員全員で努めております。また取引先からはI SMS体制に関するお訊ねもあり担当部門で対応させていただいております。

総合原料リサイクラー
東港金属株式会社

お問い合わせ
Contact Us



**リサイクルサービス関連
お問い合わせ**

以下のリサイクルサービスに関するお問い合わせは
こちらの窓口をご利用ください

- ・ 産業廃棄物の中間処理、リサイクルフローについて
- ・ 金属などスクラップの買取サービス
- ・ 産業廃棄物や金属などスクラップの収集運搬
- ・ パソコン・OA機器のリサイクル
- ・ 収集運搬、産業廃棄物処理の許可について

〒145-0044 東京都港区芝2丁目7番2号 芝園ビル4F
電話： **03-5730-0880**
(平日8:00～17:00)

▶ お問い合わせフォームへ

**その他の
お問い合わせ**

以下の当社サービス以外に関するお問い合わせは
こちらの窓口をご利用ください

- ・ 情報セキュリティについて
- ・ 採用情報について
- ・ プライバシーポリシーについて
- ・ 本ウェブサイトのご利用条件について
- ・ その他のお問い合わせ(施設見学等)

窓口： 本社
住所： 〒143-0003
東京都大田区京浜島2丁目20番4号
電話： **03-3790-1751**
(平日8:00～17:00)

▶ お問い合わせフォームへ

6. 内部監査の状況

当社はMSの管理目的、管理策、プロセス及び手順について、有効に機能していることを検証・確認することを目的として内部監査を実施します。

(1) 内部監査員の任命

内部監査員は、内部監査員教育を終了し、EMS及び内部監査に関する専門知識並びに被監査部門に関連する知識、技能及び業務経験を有する者の中から社長が任命します。

(2) 監査の実施

1) 監査の頻度

内部監査は、年1回4～6月の間に実施します。

2) 監査の実施責任

内部監査は、社長の指示により内部監査員が行います。但し、内部監査員は外部にも委託出来ます。

3) 監査の方法

監査の方法は、チェックリストを用い、面談、職場点検、インタビュー等の方法で監査を行います。

4) 監査結果と是正処置

①部門別内部監査報告書を作成し社長に報告します。

②是正事項があった場合は、実行責任者が是正処置を行い、環境管理責任者が確認し、内部監査員及び主任内部監査員が、是正内容及び効果を検証します。

③主任内部監査員は、是正内容が有効と認められた場合、検証結果を社長に報告します。

(3) 2011年5月の内部監査結果

①資源受入量の拡大が、社内努力を超える景気動向の減少で達成できませんでした。事前には是正処置で対応しておりシステムとしては機能していると判断しました。

②その他、軽微な不適合が1件ありましたが是正処置をとったことを確認しました。

7. マネジメントレビューの状況

MSが引き続き適切であり、妥当であり、かつ、有効であることを確実にするために、あらかじめ定めた間隔でMSをレビューします。このレビューでは基本方針及び目的を含めMSに対する改善の機会及び変更の必要性のアセスメントも行ないます。

(1) マネジメントレビューの実施

- 1) 定期マネジメントレビューは、毎年4～6月に行ないます。
- 2) マネジメントレビューに対して次の資料を提供します。
 - ①内部監査の結果、法的及びその他の要求事項の順守評価結果
 - ②苦情を含む外部の利害者からのコミュニケーション
 - ③当社のパフォーマンスの情報
 - ④目的及び目標の達成されている程度
 - ⑤是正処理及び予防処置の状況
 - ⑥前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ
 - ⑦環境側面に関係した法的およびその他の要求事項の進展を含む、変化している周囲の状況（社会の最近の環境情報）
 - ⑧改善のための提案
 - ⑨ その他社長が見直しを適切に行うために必要な情報

(2) 見直しの実施

社長は、提供された情報を基に、継続的改善の約束と首尾一貫させて環境方針、目的、目標及びその他の環境マネジメントシステムの要素へ加えうる変更に関係する、あらゆる決定及び処置を含めて見直しを行い、環境管理責任者は、その結果を環境管理事務局及び実行部門に伝達します。

(3) 2011年5月のマネジメントレビュー結果

電力の夏期節電目標を順守すべく、本社工場、及び千葉工場の最大使用電力を監視し、最大使用電力の削減計画を立て推進することとし、実施しております。